

令和8年10月1日

自動捕捉式はかり使用事業者／届出製造事業者／届出修理事業者 各位

経済産業省イノベーション・環境局
計量行政室

令和8年中（年内）の検定受検及び使用者への周知に関する御協力をお願い

平素より、計量行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、計量法（平成4年法律第51号）において、特定計量器に該当する自動捕捉式はかり（使用の制限の特例に該当するものを除く。以下「自動捕捉式はかり」という。）のうち、新たに使用するものについての使用の制限（第16条）が令和6年4月から開始され、検定の受検が義務化されております。

既使用の自動捕捉式はかりについても、令和9年4月から使用の制限が開始されることとなっており、令和8年度中に検定に合格できない場合は、取引又は証明における計量に使用することができなくなります。

自動捕捉式はかりの検定の有効期間は2年（適正計量管理事業所において使用する自動捕捉式はかりは6年）ですが、有効期間の始期は検定に合格した日の属する年度の翌年度の4月1日となるため、令和8年度中に検定に合格した自動捕捉式はかりの検定有効期間の始期は、すべて令和9年4月1日となります。

本年度（令和8年度）の下半期は、自動捕捉式はかりの検定業務を担う指定検定機関への検定依頼が集中することが予想されます。当該依頼が殺到した場合、指定検定機関における円滑な検定業務の実施に支障が生じ得るとともに、検定対象の自動捕捉式はかりを使用している事業者におかれましては、希望時期での受検が困難となるおそれがあります。

このため、検定対象の自動捕捉式はかりを使用している事業者におかれましては、令和8年中（年内）の検定受検に御協力いただきますようお願い申し上げます。また、届出製造事業者又は届出修理事業者におかれましては、取引先に対し、本件について周知いただき、令和8年中（年内）の検定受検に向けた協力を呼び掛けていただきますようお願いいたします。

なお、自動捕捉式はかり、指定検定機関の詳細については、別紙を御参照ください。

【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省 計量行政室

電 話：03-3501-1688（直通）

メール：bzl-metrology-policy@meti.go.jp

【別紙】

1. 検定の対象となる自動捕捉式はかり

目量が10ミリグラム以上であって、目盛標識の数が100以上のものであり、ひょう量が5キログラム以下の、次のものが検定の対象となります。

なお、非自動はかりとして、定期検査済証印、検定証印等が付されたものは、自動はかりの検定対象外となります。

- 自動重量選別機（製品を、その質量と基準設定値との差に応じて、複数のサブグループに分類する自動はかり）
- 計量値付け機（製品の表示質量値及び単価を基に料金を計算してラベルを、製品に貼り付ける自動はかり）
- 質量ラベル貼付機（製品の質量の計量値のラベルを、製品に貼り付ける自動はかり）

2. 指定検定機関及びその連絡先

次の5事業者が自動捕捉式はかりの指定検定機関として指定されています（令和8年7月14日現在）。

検定のお申し込み先は、以下のとおり。

○株式会社寺岡精工、株式会社デジアイズ

03-3752-5601

<https://www.teraokaseiko.com/jp/support/verification/>

○大和製衡株式会社

078-918-6605

<https://www.yamato-scale.co.jp/support/verification/>

○アンリツインフィビス株式会社

046-296-6585

<https://www.anritsu.com/ja-jp/anritsu-infivis/verification>

○全国自動はかり検定株式会社

03-6758-5571

<https://www.jcw-co.jp/>

○一般社団法人日本海事検定協会

045-271-8864

<https://www.nkkk.or.jp/hakarikentei/>